

舞鶴工業高等専門学校 後援会支部設置要項

この要項は舞鶴工業高等専門学校後援会(以下「後援会」という。)会則第4条に基づいて設ける後援会支部において行う事項を定める。

1. 設置の目的

学校と家庭との連絡を密にし相互に理解を深め、両者の協力と親睦を図ることによって舞鶴工業高等専門学校の発展と教育の向上に寄与する。

2. 設置地区

1) 支部は学生の出身地及び学生数を考慮して概ね8地区に設置する。

2) 支部名及び地域については別表第1号に定める。

3. 事業内容

1) 支部総会

設置目的達成のため、支部は少なくとも年1回の支部総会を開き、所定の議事及び学校当局関係者から教育全般についての現況を聞き懇談を行う。

2) 懇談会

必要に応じ、随時支部毎に懇談会を開催する。この場合必要があれば関係教員の出席を要請することができる。

3) その他目的達成のために必要な事業を行う。

4. 役員

1) 支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	1名～2名
会計	1名～2名

2) 支部に必要な応じその他役員若干名をおくことができる。

3) 支部長は各支部会員のうちから会長が委嘱する。副支部長、会計、その他役員は支部において選出し、支部長が委嘱する。

4) 役員の任期は1年(4月1日から翌年の3月31日まで)とする。ただし、再任を妨げない。

5) 前項にかかわらず役員の任期は支部において決定することができる。

6) 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7) 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

5. 役員の職務

支部長 支部を総括代表し、支部の各種会合を招集する。

副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

会計 支部の会計に関する事項を処理する。

その他役員 支部の庶務及び運営について事項を処理する。

6. 会計

1) 支部運営の経費は、支部費及び支部会員負担金をもって充てる。

2) 支部費は、在学生1人につき年額1,500円とし、毎年度最初の会費納入時に、会費とともに納入するものとする。

3) 支部会員負担金は、支部役員会において定める額及び納入方法により納入するものとする。

7. その他

この要項の改正は、後援会役員会において行うものとする。

附 則

この要項は、昭和46年6月19日から施行する。

附 則

この要項は、昭和47年7月26日から施行する。

附 則

この要項は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成3年12月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年4月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年12月3日から施行する。

別表第1号

※ 後援会支部組織

支 部 名		支 部 に 含 ま れ る 地 域
1	京 都 支 部	京都市（旧北桑田郡を除く）・宇治市・長岡京市・向日市・ 八幡市・京田辺市・城陽市・木津川市・乙訓郡・久世郡・ 綴喜郡・相楽郡
2	舞 鶴 支 部	舞鶴市
3	中 丹 支 部	福知山市・綾部市
4	丹後・但馬支部	宮津市・京丹後市・与謝郡 兵庫県の但馬地域（豊岡市・養父市・朝来市・美方郡）
5	南 丹 支 部	亀岡市・南丹市・船井郡・旧北桑田郡
6	兵 庫 支 部	兵庫県（但馬地域を除く）
7	福 井 支 部	福井県
8	滋 賀 支 部	滋賀県

注) 上記地区に含まれない地域の会員は、希望する支部に加入してください。